

資料 9

審議事項

福岡県環境審議会における
会議の傍聴手続の見直しについて

福岡県環境審議会における会議の傍聴手続の見直しについて

1 提案理由

福岡県環境審議会の会議の傍聴手続については、「福岡県環境審議会における会議の公開について」（平成13年2月22日審議会決定）に基づき、傍聴者に氏名及び住所を記載させている。

しかし、傍聴者の範囲については、「傍聴者は、県民に限らないこととする。」と定めており、傍聴者に住所を記載させる必要性が乏しいことから、以下のとおり取扱いを改める。

2 改正（案）

現 行	改正（案）
5 傍聴手続 （1）傍聴は、受付で傍聴者に <u>氏名、住所</u> を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認めることとする。 （以下略）	5 傍聴手続 （1）傍聴は、受付で傍聴者に <u>氏名</u> を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認めることとする。 （以下略）

3 参考

福岡県環境審議会における会議の公開について（改正後及び改正前）

・・・別添のとおり

福岡県環境審議会における会議の公開について

(平成30年7月23日改正)

1 公開の対象

会議は原則として公開とする。

「福岡県環境審議会の会議の公開に関する基準」(別紙)に基づき非公開とする必要が生じた場合、会長が当該審議会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

2 公開の方法

審議会の傍聴を認めることにより行うこととする。

3 傍聴者の範囲

傍聴者は、県民に限らないこととする。

4 傍聴定員及び配布資料

傍聴定員は15名とし、定員分の椅子を準備する。また、傍聴者に対しては、原則として当日審議会に提出される資料を配付することとする。

5 傍聴手続

- (1) 傍聴は、受付で傍聴者に氏名を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴者がある場合であって、傍聴希望者が傍聴席及び資料がないことを了承した上でなお傍聴を希望するときは、可能な範囲で傍聴を認めることとする。
- (2) 傍聴の受付は、審議会開催当日に会場で会議開催の30分前から行うこととする。
- (3) 傍聴者の行う写真撮影、録画、録音等は認めないこととする。

6 傍聴要領

- (1) 公正かつ円滑な運営を確保するため、審議会は、傍聴手続及び傍聴者の遵守事項等について別途傍聴要領を定め、傍聴者に配付することとする。
- (2) 傍聴者が傍聴要領に違反し、審議会の公正かつ円滑な進行を妨げた場合は、会長は当該傍聴者に対し退場を命ずることができることとする。

7 審議会開催の周知方法

「福岡県環境審議会開催のお知らせ」を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーに1週間前までに配架することとする。

なお、必要に応じ、県のホームページの活用を行い、また、報道機関にも必要な情報を提供して、県民等への周知を依頼することとする。

8 その他

(1) 審議会資料の閲覧

公開した会議資料については、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供することとする。

(2) 審議会議事録の閲覧

公開した会議の議事録を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供するとともに、必要に応じ、県のホームページにおいてもその概要を公表することとする。

なお、非公開の場合でも、議事要旨を公開するよう努めることとする。

(3) 報道機関への情報提供

報道機関の公共性を考慮し、報道機関に対しては、随時、必要な情報の提供を行うこととする。

福岡県環境審議会の会議の公開に関する基準

(平成 30 年 7 月 23 日改正)

1 趣旨

この基準は、審議会において会議の公開を行うに当たり、その判断の基準となる事項を定めたものである。

2 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会は、審議会の目的を考慮の上、その審議状況を県民に明らかにすることにより審議会運営における透明性の向上を図り、もって審議会に対する県民の理解と信頼を深めるといふ観点に立ち、その会議の公開に努めるものとする。

(2) 会議を非公開とする必要が生じた場合、会長が当該審議会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

なお、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができるものとする。

ア 個人情報に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより特定の個人情報明らかにする場合

イ 事業情報（法人その他の団体に関する情報をいう。）に関し、審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合

ウ 審議、検討、調査研究等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該または同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合

エ 県の機関又は国等の期間が行う取締り、許可、試験、訴訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合

オ 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合

カ 当該会議を開催することにより、特定の野生動植物の保護に著しい支障を生ずるおそれがある場合

キ 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることが出来ない情報に関し審議等を行う場合

ク 会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがある場合

ると認められる場合

福岡県環境審議会における会議の公開について

1 公開の対象

会議は原則として公開とする。

「福岡県環境審議会の会議の公開に関する基準」（別紙）に基づき非公開とする必要が生じた場合、会長が当該審議会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

2 公開の方法

審議会の傍聴を認めることにより行うこととする。

3 傍聴者の範囲

傍聴者は、県民に限らないこととする。

4 傍聴定員及び配布資料

傍聴定員は15名とし、定員分の椅子を準備する。また、傍聴者に対しては、原則として当日審議会に提出される資料を配付することとする。

5 傍聴手続

- (1) 傍聴は、受付で傍聴者に氏名、住所を記載させた上で、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴者がある場合であって、傍聴希望者が傍聴席及び資料がないことを了承した上でなお傍聴を希望するときは、可能な範囲で傍聴を認めることとする。
- (2) 傍聴の受付は、審議会開催当日に会場で会議開催の30分前から行うこととする。
- (3) 傍聴者の行う写真撮影、録画、録音等は認めないこととする。

6 傍聴要領

- (1) 公正かつ円滑な運営を確保するため、審議会は、傍聴手続及び傍聴者の遵守事項等について別途傍聴要領を定め、傍聴者に配付することとする。
- (2) 傍聴者が傍聴要領に違反し、審議会の公正かつ円滑な進行を妨げた場合は、会長は当該傍聴者に対し退場を命ずることができることとする。

7 審議会開催の周知方法

「福岡県環境審議会開催のお知らせ」（別紙）を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーに1週間前までに配架することとする。

なお、必要に応じ、県のホームページの活用を行い、また、報道機関にも必要な情報を提供して、県民等への周知を依頼することとする。

8 その他

(1) 審議会資料の閲覧

公開した会議資料については、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供することとする。

(2) 審議会議事録の閲覧

公開した会議の議事録を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供するとともに、必要に応じ、県のホームページにおいてもその概要を公表することとする。

なお、非公開の場合でも、議事要旨を公開するよう努めることとする。

(3) 報道機関への情報提供

報道機関の公共性を考慮し、報道機関に対しては、随時、必要な情報の提供を行うこととする。

福岡県環境審議会の会議の公開に関する基準

1 趣旨

この基準は、審議会において会議の公開を行うに当たり、その判断の基準となる事項を定めたものである。

2 公開又は非公開の決定等

(1) 審議会は、審議会の目的を考慮の上、その審議状況を県民に明らかにすることにより審議会運営における透明性の向上を図り、もって審議会に対する県民の理解と信頼を深めるという観点に立ち、その会議の公開に努めるものとする。

(2) 会議を非公開とする必要が生じた場合、会長が当該審議会に諮って、非公開の決定を行うものとする。

なお、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができるものとする。

ア 個人情報に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより特定の個人情報明らかにする場合

イ 事業情報（法人その他の団体に関する情報をいう。）に関し審議等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合

ウ 審議、検討、調査研究等を行う会議であって、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合

エ 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、訴訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う会議であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合

オ 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合

カ 当該会議を公開することにより、特定の野生動植物の保護に著しい支障を生ずるおそれがある場合

キ 法令により会議を公開しないと定められている場合又は法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合

ク 会議を公開することにより、審議会等の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合